

1 重点事業

これまで示した様々な施策のなかでも、特に重点的に取り組む事業を以下に示します。

	施策目標	施策	具体的な取組	制度及び取組の管轄・実施主体				重点事業	重点事業の進め方		
				国	県	市	民間		前期 (H23~H32)	後期 (H33~H37)	
次世代に継承できる良好な住まいづくり	1 良質な住まいづくりの促進	①住宅の品質確保	・住宅リフォームの支援	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施	
			・住宅性能表示制度の普及促進	○							
			・住宅金融支援機構融資制度の普及促進	○							
		②住宅の長寿命化の促進	・長期優良住宅の普及促進	○							
	・住宅のメンテナンス方法の情報提供		○	○	○	○					
	2 環境に配慮した住まいづくりの促進	①省エネ・省資源に配慮した住宅の普及促進	・省エネ性能向上等に配慮した住宅の情報提供	○	○	○	○				
			・住宅の省エネ化に対する支援(再掲:住宅リフォームの支援)	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施	
			・省エネに配慮した環境配慮型住宅の普及促進	○	○	○		●	検討	実施	
		②健康に配慮した住宅の普及促進	・シックハウス問題等に関する情報提供	○							
			・街なか居住の促進	○	○	○					
			・バリアフリー化の促進	○	○	○	○	●	実施	実施	
	3 安全・安心な住まいづくりの促進	①バリアフリー化(ユニバーサルデザイン)の促進	・住宅のバリアフリー化に関する情報提供	○	○	○	○				
			・住宅のバリアフリー化に対する支援(再掲:住宅リフォームの支援)	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施	
		②耐震性を確保した住宅供給	・住宅の耐震化に関する情報提供	○	○	○	○				
			・耐震改修促進計画の推進	○	○	○					
			・住宅の耐震化に対する支援	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施	
③住宅火災の予防促進		・住宅用火災警報器の普及促進	○	○	○	○					
	・耐震性能を有しない老朽化住宅の解体促進	○	○	○		●	制度創設 実施	制度見直し 実施			
4 地域に根ざした住まいづくりの促進	①住宅や暮らしを通じた住宅ストックビジネスの構築	・移住・定住に関するワンストップ窓口の検討			○	○					
		・住宅ストックビジネスの活性化	○	○	○	○					
	②住教育の充実	・住宅や住環境に関する学習機会の充実			○						
		・住宅相談に対する支援		○	○						



	施策目標	施策	具体的な取組	制度及び取組の管轄・実施主体				重点事業	重点事業の進め方	
									前期 (H23~H32)	後期 (H33~H37)
移住・定住人口の増加をめざす住まいづくり	1 良好な住環境の形成	①まちづくりと連携した住環境の形成	・都市計画マスタープランの推進			○		●	実施	
			・中心市街地再生のための街なか居住推進		○	○	○	●	検討	実施
			・都市計画制度等の活用		○	○	○			
			・コンパクトシティの推進	○	○	○				
		②ゆとりと潤いのある住環境の形成	・都市計画マスタープランの推進(再掲)			○		●	実施	
			・環境基本計画の推進			○	○			
			・環境教育、環境学習の推進			○	○			
			・環境美化・緑化の推進			○	○			
		③市民にやさしい住環境の形成	・バリアフリー化の促進	○	○	○	○	●	実施	
			・地域包括ケアシステムの構築に向けた住まいづくりの推進				○	○		
			・高齢者保健福祉計画、障がい者福祉基本計画、子ども・子育て支援事業計画の推進				○			
		④安全な住環境の形成	・地域防災計画の推進				○			
	・老朽危険家屋の解体促進		○	○	○					
	2 良質な住宅の流通促進	①良質な住宅の供給促進	・良質な市街地住宅(高層集合住宅)の供給促進				○	●	制度創設 実施	制度見直し 実施
			・優良な宅地の供給促進				○	○	●	制度創設 実施
	3 空き家の有効活用	①空き家活用の促進	・空き家バンク等による空き家の流通促進	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施
			・老朽化し、耐震性能を有しない空き家の解体促進				○			
			・空き家バンクに関する情報提供		○	○				
	4 移住・定住化の促進	①移住・定住者への居住支援	・UIJ ターン希望者に対する支援制度の充実		○	○		●	制度創設 実施	制度見直し 実施
			・既存住宅の住環境の向上支援による定住化の促進	○	○	○		●	制度見直し 実施	制度見直し 実施
②移住・定住情報一元発信		・移住・定住者に対する一元的な情報発信の検討				○	○			
1 市営住宅の的確な供給と管理運営	①計画的な整備の推進	・計画的な建替え、改善及び入居募集停止の推進				○	●	実施		
		・高齢化等に配慮した公営住宅の供給				○				
2 民間住宅の活用促進	②的確な管理運営の推進	・入居管理の適正化				○	●	実施		
		・多様化する住宅困窮者への対応				○	●	実施		
1 民間住宅の活用促進	①支援制度の普及促進	・民間住宅に対する支援制度の普及促進	○	○		○				

※平成 32 年度に田川市第 5 次総合計画の計画期間が終了する予定であり、平成 33 年度からは田川市第 6 次総合計画（仮称）の新たな将来像及び目標に合わせ、必要に応じ事業の内容を見直すものとします。



2 市民等との協働による推進体制

住宅政策の推進に当たっては、行政のみならず、市民や住宅関連事業者との協働により、お互いが力を合わせて、良質な住宅ストックの形成に取り組むことが重要です。

このため、以下に示す推進・連携体制を整備し、将来像である「誰もが自慢できる住みよいまち 田川 ～生き活きと暮らし、永く住み継がれていく住まいづくりの実現～」を目指します。

(1) 計画実現に向けた推進体制の整備

◆庁内関係部局等との連携強化

住宅政策の推進に当たっては、市民や住宅関連事業者との連携と共に庁内の関係部局との連携を図っていくことが大切です。

少子高齢化の対応については福祉部門、安全・安心な住環境の整備については都市計画部門や環境部門、コミュニティ部門など多様な部門との連携が必要です。

このため、福祉部門や都市計画部門等の庁内関係部局との連絡・調整機能の強化を図ると共に、田川市住宅政策審議会での審議のもと、確実に実施していく体制を構築していきます。

◆国・県等との連携

住宅施策の実効性を高めていくためには、国や県、その他関係機関との連携を強化し、それぞれの役割を担っていくことが重要であり、広域的な視点に基づく施策の推進に当たっては関連する周辺市町村との連携が必要になります。そのため、国や県、関係市町村等の関係機関と情報交流を行うなど、連携・協働しながら施策の推進に取り組みます。

(2) 市民等の役割と連携体制

住宅施策を推進していくため、行政、市民、住宅関連事業者等が、次の役割の下、協力・連携して、取組を進めていきます。

◆行政の役割

行政は、本計画の実現に向け、各施策を主体的かつ総合的に展開していくことが求められます。このためには、各施策に対応した体制づくりやシステムづくりの方針を定める必要があります。具体的には、行政のみでは対応できない施策に対しては、住宅関連事業者との調整、連携強化のための組織立ち上げの支援などを進めていくことが必要です。さらに、より住み良い住環境を実現するために、必要に応じて住環境等に係わる様々な団体との連携強化及び連携することが有効な団体同士のネットワーク化を図るための支援を進めます。



◆市民の役割

市民は住宅が個人の資産のみならず、社会的なストックであることを十分に認識し、質の高い住まいづくりや適切な維持管理に、自ら取り組むことが必要です。

また、市民は自らが生活を営んでいる地域の住環境の良さや改善すべき点を再認識することが大切です。その改善すべき点については、その項目ごとに自助、公助、共助の仕組みを検討し、解決していかなければなりません。特に地域社会を支える良好なコミュニティづくりに関しては、行政や企業などの協働により、住み良い地域づくりに努めることが期待されます。

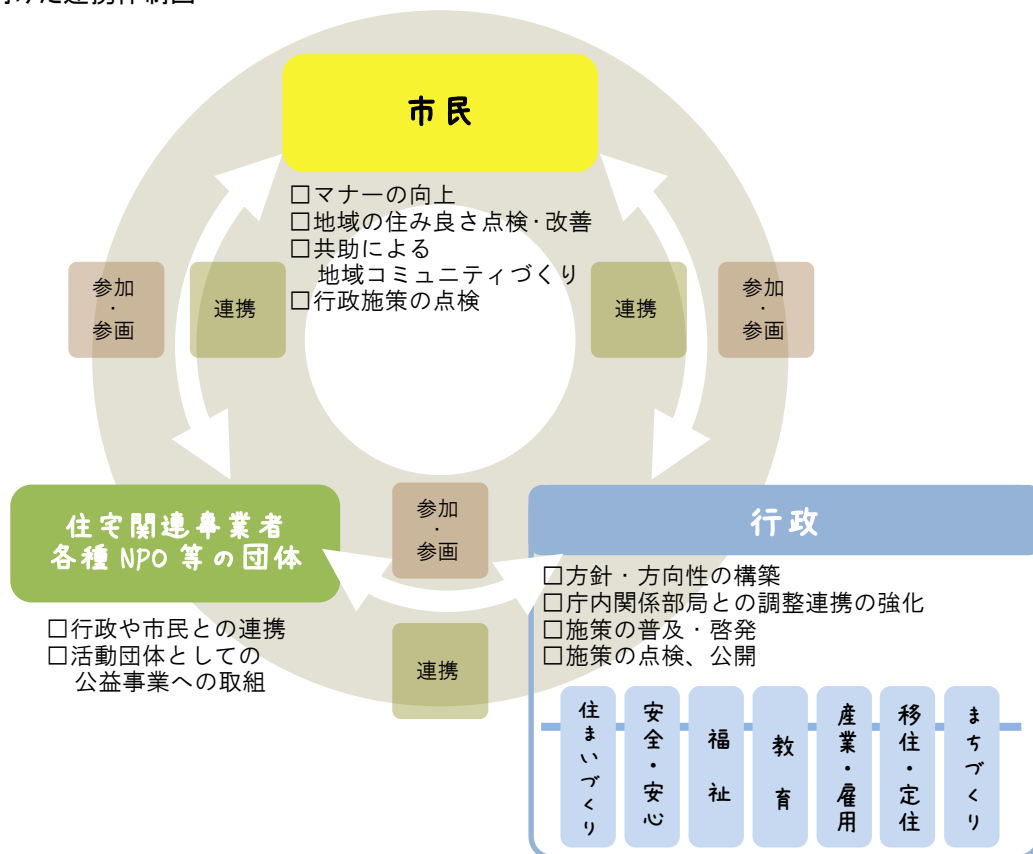
◆住宅関連事業者の役割

住宅関連事業者は、自らの提供する住宅が将来にわたって地域の居住環境を決定づけるものとなり、住宅関連サービスの提供が市民の豊かな住生活の実現を大きく左右することを十分に認識することが求められます。

特に、住情報の提供や住宅相談体制づくりの充実に向けて調査研究を進めていくため、行政と住宅関連事業者との連携強化を図ることが期待されます。

また、市営住宅の指定管理者である一般財団法人田川市住宅管理公社とは、本計画に掲げた今後の市営住宅の管理運営方針の実現に向けて一層の連携強化が求められます。

■計画実現に向けた連携体制図



3 成果指標

目標の達成状況の評価や施策の効果を分かりやすく示すため、次のとおり成果指標を設定します。

なお、この成果指標は社会経済情勢の変化や上位計画の見直し等に合わせ適宜見直しを行います。

基本目標	成果指標	現状値	目標値(H37)
次世代に継承できる 良好な住まいづくり	年間のリフォーム実施率	5.1% (H25)	6%
	一定の省エネルギー対策を講じた 住宅の比率	9.8% (H25)	30%
	高齢者の居住する住宅の バリアフリー化率	52.5% (H25)	75%
	耐震性を有する住宅ストック比率	62.6% (H25)	75%
移住・定住人口の 増加をめざす住まい づくり	賃貸・売却用以外の その他の空き家数【新規】	2,200 戸 (H25)	2,700 戸程度 に抑える
	若年層(40歳未満)の移住者数 【新規】	1,250 人 (H26)	1,200 人程度 に保つ
誰もが安心して住み 続けられる住宅セー フティネットづくり	最低居住面積水準未達率	3.3% (H25)	早期解消

